

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

条例（議員発議）

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

（議会事務局総務課）

一

条 例

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成十六年宮城県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「、異動に係る議員の署名又は記名押印」を「異動に係る議員の署名若しくは記名押印」に改め、「場合」の下に「又は議長に次項に規定する会派離脱届の提出があった場合」を加え、同条第三項後段を削る。

第十二条中「収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して五年」を「交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して六年」に改める。

第十三条第四項中「が消滅した場合」を「の解散（第六条第五項の規定により解散したものとみなす場合を含む。）又は議員の任期満了若しくは議会の解散に伴い、当該会派が消滅した場合」に改め、

「収支報告書」の下に「当該会派が」を加え、同条第五項中「第七条第二項の無会派議員異動届を提出した」を「当該無会派議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは会派への所属又は議会の解散により無会派議員でなくなった」に、「無会派議員異動届に係る異動事由の生じた日」を「無会派

議員でなくなった日」に、「無会派議員異動届を提出した日」を「無会派議員でなくなった日」に改め、同条に次の三項を加える。

9 会派の代表者（当該会派が消滅した場合にあつては、当該会派の代表者であつた者）又は無会派議員（当該無会派議員が無会派議員でなくなった場合にあつては、当該無会派議員であつた者。次項、第十四条第二項から第四項まで並びに第十六条第三項、第四項及び第六項において同じ。）は、第一項、第四項及び第五項の規定により提出した収支報告書を修正するときは、議長が別に定めるところにより、当該修正に係る報告書（以下「修正報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

10 無会派議員が死亡した場合は、当該無会派議員の相続人は、第一項、第五項及び第六項の規定により提出した収支報告書を修正するときは、議長が別に定めるところにより、修正報告書を議長に提出しなければならない。

11 第九項及び前項の規定による修正報告書の提出は、第七項及び第八項に規定する実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書のうち、当該修正報告書に係るものを添えてしなければならない。

第十四条第一項中「収支報告書」の下に「又は修正報告書」を加え、同条第二項中「、会派」の下に「（当該会派が消滅した場合にあつては、当該会派は存続しているものとみなす。次項、第四項及び第十六条第三項から第五項までにおいて同じ。）を、「無会派議員」の下に「当該無会派議員が死亡した場合にあつては、当該無会派議員の相続人。次項及び第四項において同じ。」を加え、同条第五項中「収支報告書」の下に「又は修正報告書」を加える。

第十五条の見出し中「収支報告書」の下に「等」を加え、同条中「収支報告書」の下に「又は修正報告書」を加える。

第十七条第一項中「提出された収支報告書」の下に「、修正報告書」を加え、「及び証拠書類の写し」を「、証拠書類の写し及び支払証明書」に、「収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年」を「当該収支報告書等に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して六年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第十二条及び第十七条第一項の規定は、平成二十四年度に交付された政務調査費及び平成二十五年以降に交付された政務活動費について適用し、平成二十三年以前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。